

鴨川市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 24 日

鴨川市議会議長 川崎 浩之

鴨川市議会規則第 1 号

鴨川市議会傍聴規則の一部を改正する規則

鴨川市議会傍聴規則(平成 17 年鴨川市議会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。

第 8 条第 2 項を削る。

第 9 条第 1 項第 2 号中「首巻等」を「マフラー等」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

第 9 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

第 10 条の見出しを「(写真、動画等の撮影及び録音、放送等の禁止)」に改め、同条中「映画等」を「動画等」に、「録音等」を「録音、放送等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。